

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 72)

納税地		法第		号	
法人名		平成	年	月	日
代氏 表者名	殿	税務署長 財務事務官			

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分

この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
税務署長  
に対して異議申立てをすることができます。  
国税局長

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 67)

納税地		法第		号	
法人名		平成	年	月	日
代氏 表者名	殿	税務署長 財務事務官			

記

外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分

この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
税務署長  
に対して異議申立てをすることができます。  
国税局長

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 72)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法1355)は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承認又は却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下を使用する場合は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 67)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法1355)は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》(追 加)又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》(追 加)の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承認又は却下の区分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
(新 設)	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下を使用する場合は、書留郵便により送付する。